



つくってみよう！ 「マイナンバーカード」



皆さんは、もうマイナンバーカードをつくりましたか？今回は、マイナンバーカードの作り方（申請から交付まで）と使える場面をご紹介します。

①申請から交付まで

【ステップ1 申請】

4つの方法で交付申請ができます。

- ①スマートフォンによる申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
- ②パソコンによる申請
デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請
申請書を持参して、申請可能な証明写真機で顔写真を撮影して申請
※機種は限られます。
- ④郵送による申請
マイナンバーカードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、送付用封筒に入れて郵便ポストへ

【ステップ2 交付】

交付は役場窓口で行います（税務住民課もしくは住民サービス課）。役場から送付されるはがき、通知カード、本人確認ができるもの（写真付き）をご持参ください。

②どんなときに使えるの？

【マイナンバーを証明する書類として！】

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

【各種行政手続のオンライン申請等に！】

マイナポータルへのログインをはじめ、オンラインによる情報照会や各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。

【本人確認の際の身分証明書として！】

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、さまざまな場面で利用できます。



詳細は、マイナンバーカード総合サイトをチェック！
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

あびらチャンネル特別番組
「つくってお得！マイナンバーカードのご案内」もチェック！
<https://www.youtube.com/watch?v=T1iTW6L4nm4>



問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎0145-22-2940